### **⑦　株式報酬としての株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）**

上場会社又はその子会社若しくは関連会社（以下「上場会社等」という。）に対する役務の提供の対価として個人に対して株式を割り当てること（株式報酬としての株式発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行うこと）についての決定をした場合は、以下の所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください（自己株式の処分の場合は、「発行の概要」を「処分の概要」、「発行する株式の種類及び数」を「処分する株式の種類及び数」など適宜読み替えてください。）。

例えば、以下の場合が想定されます。

・　上場会社又は関係会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）に対して役務提供の対価として付与された金銭債権の払込みを受けることにより、株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合（退任又は退職した役員等に対して在職中の役務提供の対価として株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合を含む。）

* 会社法第２０２条の２に基づいて、上場会社の取締役の報酬等として株式を無償交付する場合

・　形式的には信託受託者又は持株会に対して株式を割り当てる場合で、上場会社等に対する役務の提供の対価として役員等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一である場合

※　いわゆる事後交付型株式報酬に関して、上場会社が、役員等に対し所定の時期に確定した数の株式を交付する旨を定めて通知その他の方法により当該役員等に当該定めの内容を知らせることについての決定をした場合には、その時点で「その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項」の開示が必要となる場合があります（開示の要否については、上場会社等に対する役務の提供の対価として個人に対して株式を割り当てる場合の開示基準（「（１）上場規程に基づく開示義務」にて掲げる基準ｂ．参照）に準じて判断することが考えられます。）。この場合でも、当該株式の数が確定し、当該役員等に対し当該株式を割り当てることについての決定を行ったときは、その時点で「株式報酬としての株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）」としての開示が必要となります。

**ａ．発行の概要**

**（ａ）払込期日**

**（ｂ）発行する株式の種類及び数**

**（ｃ）発行価額**

**（ｄ）発行総額**

**（ｅ）割当予定先**

・　以下のいずれかを記載する。

・　株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数

・　割当予定先の名称

**（ｆ）その他投資判断上重要又は必要な事項**

**ｂ．発行の目的及び理由**

・　株式報酬制度を採用している目的・考え方について記載する。

・　株式報酬制度の概要についてわかりやすく記載する。具体的には、金銭債権・信託金の上限額、発行株式数の上限、発行総額の考え方、発行（交付）条件・譲渡制限の解除条件（業績連動条件が付されている場合は当該条件をわかりやすく記載する。）、株式の管理に関する定め（信託契約を締結している場合は当該信託契約の概要を含み、持株会契約を締結している場合は当該持株会契約の概要を含む。）、その他株式割当契約又は株式交付規程の概要等を記載することが考えられます。

・　株式の希薄化の規模が、発行の理由・目的に照らして合理的であると判断した根拠についても記載することが考えられます。

**ｃ．払込金額の算定根拠及びその具体的内容**

・　払込金額の算定根拠及びその具体的な内容についてわかりやすく記載する。

・　第三者割当に該当する場合には、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等を記載する。ただし、①株主総会において会社法に基づく特別決議を経る場合、又は、②決議の直前日の価額、決議日の１か月、３か月、６か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して会社法上の有利発行に該当しないことが明らかな場合（上場株式の場合に限る。）であって、かつ、①又は②であることの記載がある場合は不要とします。

**ｄ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

（割当予定先が上場会社又は関係会社の役員等以外の個人である場合（退任又は退職した役員等に対して在職中の役務提供の対価として株式を発行する場合を除く。））

**ｅ．割当予定先の選定理由等**

・　割当予定先の概要、割当予定先を選定した理由及び割当予定先の保有方針について記載する。

・　この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

（第三者割当に該当する場合）

**ｆ．企業行動規範上の手続き**

希薄化率が２５％以上となるとき又は支配株主が異動することになるときは、企業行動規範上の手続きとして、独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

**ｇ．支配株主との取引に関する事項**

・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。

・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。

・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。

・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。

※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

※　支配株主との取引等については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員を兼任している場合に、これらの者に対して株式を発行する場合を含みます。